

国立大学法人和歌山大学費用計上基準に関する要綱

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 94号

最終改正 令和 7年 3月28日

(目的)

第1 国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）における業務費及び一般管理費の費用計上区分について、国立大学法人会計基準によるほか、この要綱によるものとする。

(物件費の予算単位別の目的区分)

第2 各予算単位の物件費における業務費及び一般管理費の区分は、別表1のとおりとする。

(光熱水費等の予算単位別費用計上区分の方法)

第3 光熱水費の予算単位別費用計上区分について、次のとおりとする。

- (1) 複数の予算単位にまたがっていない建物で、請求書やメータ等で使用量が確認できる場合は、当該建物を管理している予算単位の区分とする。
- (2) 複数の予算単位にまたがっている建物で、請求書や子メータ等で使用量が確認できる場合は、当該使用量により各予算単位に按分する。
- (3) 複数の予算単位にまたがっている建物で、請求書や子メータ等で使用量が確認できない場合は、予め調査した予算単位別の面積按分により区分する。但し、当該建物に対する占有面積が10%未満の場合及び共用部分は建物等の管理している予算単位部局に含める。

2 光熱水費を除き、1つの建物で複数の予算単位にまたがる費用は、面積按分等、合理的な方法で各予算単位に区分するものとする。但し、当該建物に対する占有面積が10%未満の場合及び共用部分は建物等の管理している予算単位部局に含める。

(光熱水費の目的別費用計上区分の方法)

第4 光熱水費の目的別区分は、予め調査した建物内場所毎の面積按分により区分するものとする。

(人件費の予算単位別区分)

第5 各予算単位の人件費区分は次のとおりとする。

- (1) 教員人件費については、発令部局により区分することを原則とし、附属施設等に兼任もしくは併任発令されている場合は、主とする所属部局に計上する。
- (2) 職員人件費については、発令部局により区分することを原則とする。

(人件費の目的別区分)

第6 人件費の費用計上区分について、次のとおりとする。

- (1) 法人が雇用する者で、T A、R A、教員の補助を目的とする臨時職員、アルバイト等は教員人件費に計上する。
- (2) 法人が雇用する者で、職員の業務補助を目的とする臨時職員、アルバイト等は職員人件費に計上する。
- (3) 国立大学法人和歌山大学組織規則第3条、第4条及び第5条に定める学長、理事及び監事は、役員人件費に計上する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

費用計上基準に関する要綱

附 則（平成１７年５月２日一部改正：法人和歌山大学規程第４３０号）

この改正要綱は、平成１７年５月２日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。ただし、改正後の第２第１項第２号の紀南サテライト部に関する規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年５月１０日一部改正：法人和歌山大学規程第５２０号）

この改正要綱は、平成１８年５月１０日から施行し、平成１８年４月２８日から適用する。

附 則（平成１９年３月３０日一部改正：法人和歌山大学規程第６３１号）

この改正要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１１月１日一部改正：法人和歌山大学規程第６９２号）

この改正要綱は、平成１９年１１月１日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。

附 則（平成２０年３月３１日一部改正：法人和歌山大学規程第７６８号）

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月３０日一部改正：法人和歌山大学規程第８１１号）

この改正要綱は、平成２０年６月３０日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年６月２５日一部改正：法人和歌山大学規程第１０６５号）

この改正要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２２年１１月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第１１６１号）

この改正要綱は、平成２２年１１月２６日から施行し、平成２２年７月１日から適用する。

附 則（平成２３年３月１８日一部改正：法人和歌山大学規程第１１９７号）

この改正要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２４年３月３０日一部改正：法人和歌山大学規程第１２８２号）

この改正要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則（平成２５年３月２２日一部改正：法人和歌山大学規程第１４２０号）

この改正要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第１５０４号）

この改正要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１２月１９日一部改正：法人和歌山大学規程第１５８１号）

この改正要綱は、平成２６年１２月１９日に施行し、平成２６年１１月２８日から適用する。

附 則（平成２７年３月２０日一部改正：法人和歌山大学規程第１６４３号）

この改正要綱は、平成２７年３月２０日に施行し、平成２７年３月１０日から適用する。

附 則（平成２７年４月１日一部改正：法人和歌山大学規程第１６４８号）

この改正要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２５日一部改正：法人和歌山大学規程第１７９２号）

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２４日一部改正：法人和歌山大学規程第１９３４号）

この改正要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年８月８日一部改正：法人和歌山大学規程第１９９８号）

この改正要綱は、平成２９年８月８日に施行し、平成２９年５月１日から適用する。

附 則（平成２９年１１月２４日一部改正：法人和歌山大学規程第２００４号）

この改正要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日一部改正：法人和歌山大学規程第２０５５号）

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2070号）

この改正要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2151号）

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2268号）

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2447号）

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2566号）

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2659号）

この改正要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2742号）

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2839号）

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

費用計上基準に関する要綱

別表 1（第 2 条関係）

予算の単位	費用計上区分
教育学部	教育経費・研究経費・一般管理費
経済学部	
システム工学部	
観光学部	
社会インフォマティクス学環	
附属小学校	教育経費
附属中学校	
附属特別支援学校	
紀伊半島価値共創基幹	教育経費・研究経費
イノベーションイニシアティブ基幹	教育経費・研究経費
アントレプレナーシップデザインセンター	教育経費・研究経費
産学連携イノベーションセンター	研究経費
国際イニシアティブ基幹	教育経費・研究経費
教育機構	
教養教育部門	教育経費
キャリア教育・支援部門	教育経費
リカレント教育部門	教育経費
データ・インテリジェンス教育研究センター	教育経費・研究経費
学術情報センター（図書館を含む）	教育経費・研究経費 ・教育研究支援経費
Well-being 機構	
キャンパスライフ・健康支援センター	教育経費
事務局等	
企画課	教育経費・研究経費・一般管理費
総務課	
人事労務課	
財務課	
施設整備課	
学務課	教育経費
入試課	
学生支援課	
研究・社会連携課	教育経費・研究経費
国際交流課	教育研究支援経費
学術情報課	